

一宮市議会会議規則の一部を改正する規則

一宮市議会会議規則(昭和 44 年一宮市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 65 条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項及び第 69 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムによって表決をとることができる。
- 4 議長は、電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押させるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。